

4 情 個 第 9 号

令和 4 年 5 月 9 日

京丹後市教育委員会

教育長 松本 明彦 様

京丹後市情報公開・個人情報保護審査会

会長 曽根 寛

答申書の交付について

京丹後市個人情報保護条例第 43 条第 1 項の規定に基づく下記の諮問について、別紙答申書を交付します。

事件番号 令和 4 年 3 月 9 日付け 3 情個第 14 号

事 件 名 個人情報訂正請求に対する令和 3 年 1 月 23 日付け 3 教育第 183  
5 号個人情報不訂正決定に係る審査請求

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求の対象とされた個人情報を不訂正とした京丹後市教育委員会の決定は妥当と思料されることから、本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 不服申立ての経緯

- (1) 本件の審査請求人●●●●氏（以下「審査請求人」という。）から、令和3年2月10日付け2教育第1580号個人情報部分開示決定で開示された令和2年8月24日付け京丹後市立峰山中学校における指導に対する訴えについての報告（以下「請求対象文書」という。）に対し、京丹後市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）第32条第1項の規定に基づく個人情報訂正請求書が令和3年11月24日付けで提出され、同日実施機関において受理された。
- (2) 実施機関は、令和3年12月23日付けで保護条例第34条第2項の規定に基づく個人情報不訂正決定の通知を京丹後市総務部総務課（以下「総務課」という。）を介して審査請求人に交付した。
- (3) 審査請求人は、令和4年2月11日付け個人情報の不訂正決定に対して不服申立てをし、令和4年2月14日に審査庁において受理された。

### 第3 審査請求人による不服申立ての主たる理由

- (1) 本件個人情報訂正請求の主な内容は、請求対象文書中「不適切な発言」を「暴言」に、「保護者」を「父親」に訂正を求めたものである。
- (2) 実施機関は、本件個人情報訂正請求に対して、令和3年11月18日付け3教育第1584号個人情報不訂正決定（以下「第1584号決定」という。）とした個人情報訂正請求内容と同一であるにもかかわらず、第1584号決定において訂正しないこととした理由の一つとした「「暴言」という表現は聞き取り調査の中での応対であり、断言したものではありません。」の記載は、本件処分の理由にはなく、本件個人情報訂正請求の内容を認めたものと思料される。
- (3) 令和元年11月22日に前任の教育理事兼総括指導主事との面談において、前任の教育理事兼総括指導主事は「暴言というか、その発言については、大変問題ありというふうに思っていて」と発言し、当時の京丹後市立峰山中学校教諭が審

査請求人の子に発した言葉は、「暴言」であるという認識があり、請求対象文書中「不適切な発言」を「暴言」に訂正するべきである。

また、当時京丹後市立峰山中学校が作成し京丹後市教育委員会に報告した平成31年3月28日付けの文書において、「3月22日(金)父親来校」と記述され、謝罪を受けたのは父親のみであることから、請求対象文書中「保護者」を「父親」に訂正するべきである。

- (4) 実施機関は、京丹後市立峰山中学校から取得した情報を基に、保護条例第7条第2項の規定により、当該情報を利用目的以外の目的のために利用し、京都府教育委員会の求めに応じ請求対象文書を作成したのであるから、保護条例第33条第2項第3号を適用し、「当該保有個人情報の利用目的の達成に十分であると解し、訂正しないこと」を理由としたことは不当である。
- (5) さらに、請求対象文書は、京都府教育委員会が審査請求人から提出された請願への回答を行うための事実確認として京丹後市教育委員会に報告を求めたものであるから、実施機関が請求対象文書を「概要」ではなく、「概略」として京都府教育委員会に報告したことは、不都合な事実の隠蔽以外の何物でもない。
- (6) よって、本件個人情報を不訂正とした決定は不当である。

#### 第4 実施機関による個人情報不訂正決定に係る理由の説明

- (1) 当時の教育理事兼指導主事が「暴言」という言葉を用いているが、京都府教育委員会への報告として記載するにあたり、「不適切な発言」と表現したものであり、発言の内容を意図的に変更することをもって記載したものではなく、本件個人情報不訂正決定の訂正をしないこととした理由の一つに、「「暴言」という表現は聞き取り調査の中での応対であり、断言したものではありません。」とすることが適當であった。
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第37条第1項において、市町村立学校職員給付負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「府費負担教職員」という。）の任命権は都道府県に置かれる教育委員会（以下「都道府県委員会」という。）に属し、同法第43条において、市町村に置かれる委員会（以下「市町村委員会」という。）は府費負担教職員の服務を監督すると規定されている。また、地教行法第38条では、都道府県委員会は、市町村委員会の内申をま

って府費負担教職員の任免その他の進退を行うものとすると規定され、京都府教育委員会と京丹後市教育委員会が相互に協働関係を維持しつつ、それぞれの権限を行使するものである。

請求対象文書は、審査請求人から提出された資料をはじめ、当時の教育理事兼総括指導主事が面談による聞き取りに基づき作成したものではあるが、地教行法第54条第2項に基づき京都府教育委員会が任命権の適切な行使のために必要な資料又は報告を求められた当時の状況報告の一つであり、一連の対応過程を報告するために、地教行法の規定に基づく事務の範囲において利用したものであり、当該保有個人情報の利用目的を逸脱したものではない。

- (3) 審査請求人は、請求対象文書の情報は、事実を意図的に不明瞭にして記述していると主張している。しかし、前述のとおり、当時の京丹後市立峰山中学校教諭の発言内容を京都府教育委員会への報告として記載するに当たり、「不適切な発言」として表現したものであり、発言した内容を変更する意図により記載したものではない。また、請求対象文書中「保護者」の記述についても、請求対象文書の元となった京丹後市立峰山中学校から取得した情報から「父親」との面談であったことは確認できるが、その他の対応全てにおいて「父親」だけであったか確認ができず、本件訂正請求に理由があると認める事項に該当しない。
- (4) 請求対象文書は、地教行法の規定に基づき京都府教育委員会から報告を求められ、服務の監督を担う京丹後市教育委員会として報告したものである。また、請求対象文書は、すべての関連事案を網羅した報告書ではなく、報告時点における状況を報告したものであり、その内容について新たな事実など追記及び訂正する事項がないことから正当なものと判断している。さらに、請求対象文書は、概略であっても事実確認に応対することが可能な報告書であると判断している。

## 第5 審査会の判断

### (1) 訂正請求について

個人情報訂正請求は、保護条例第31条に「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実に合致しないと考えるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定されている。また、保護条例第1条において「市の実施機関が保有する個人情報の開示、

訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び市政の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。」と規定されている。これらのことから、保有個人情報の訂正請求は、正確でない保有個人情報に基づいて、行政処分等が行われることによって個人の権利利益が侵害されることを防止するとともに、市の正確な個人情報の取扱いによる適正な運用を図るためのものであると考えられる。そのため、当該保有個人情報が正確か否かを最もよく判断できるのは本人であるから、本人に訂正請求権を付与しているものと解する。

次に、保護条例第33条第1項は「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と実施機関の保有個人情報の訂正義務を規定し、同条第2項では「前項の規定にかかわらず、訂正請求の保有個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該保有個人情報の全部又は一部について訂正を拒むことができる。」と規定され、同項によって訂正請求に理由がない場合においては訂正を拒否することができるとされている。

## (2) 請求対象文書について

請求対象文書は、令和2年8月24日付けで京丹後市教育委員会が京都府教育委員会に提出した「京丹後市立峰山中学校における指導に対する訴えについての報告」である。

請求対象文書について、審査請求人によれば、審査請求人が京都府教育委員会に審査請求人の子への問題に対する請願書を提出したことにより、その問題の事実確認のために京都府教育委員会が京丹後市教育委員会に提出の依頼を行い、京丹後市教育委員会が京都府教育委員会に提出したものとされている。また、実施機関によれば、京都府教育委員会が審査請求人から提出された請願に対する事実を確認し任命権の適切な行使のために、地教行法第54条第2項に基づき京丹後市教育委員会に求められた当時の状況報告の一つであるとされている。

## (3) 不服申立て理由の検討

ア 同一の保有個人情報に対する同内容の個人情報訂正請求において、実施機関は令和3年1月18日付け3教育第1584号個人情報不訂正決定に記載されている訂正しないこととした理由との相違については認めている。

イ 次に、本件訂正請求の内容について検討する。

請求対象文書は、地教行法に基づく報告の一つであり、報告に当たっての文言の選択、表現は作成者である京丹後市教育委員会の権限に基づき作成されたものである。一般的に、報告書の作成に当たり、その文書における文言選択や表現方法については作成者の主觀が入り得ることについては、本件審査請求において争いはないと判断する。よって、本件審査請求の判断をするに当たり、文書全体から文言の選択の相当性、表現の正確性等を検討することが相当と考える。

まず、訂正を求める「不適切な発言」についてであるが、そもそも「不適切」とは、一般的に、その場面、事柄に相応しいものではないことを意味すると考えられる。他方、当該訂正を請求されることとなった元の発言の内容は、当時の京丹後市立峰山中学校教諭が審査請求人の子に発した「こんな問題も解けないですか、●●さん」であり、当該発言を報告書に記載する際に「不適切な発言」と記した言葉の選択の相当性、表現方法の正確性等を検討することとなる。この点、当該発言は、教諭が生徒に掛ける言葉としては「不適切」と考えられ、報告書に記載する上で「不適正な発言」という表現を使用することは、言葉の選択の相当性、表現の正確性の観点から検討しても相当であると考える。

次に、訂正を求める「保護者」については、そもそも「保護者」とは、その子どもの親に代表されるようなその子どもを保護する者を意味すると考えられる。審査請求人の主張及び実施機関の弁明から、当時の面談には父親のみの出席であったものと思われる。しかしながら、仮に学校から保護者への連絡において、父親と母親のどちらか一方への連絡をもって、「保護者へ連絡済み」と記録することは自然な事務処理であると考えられるし、文言選択の相当性、表現の正確性の観点から検討しても相当であると考える。

個人情報の訂正請求は、(1)で前述のとおり、正確でない保有個人情報に基づいて、行政処分等が行われることによって個人の権利利益が侵害されることを防止することを目的の一つとしている。本件訂正をしないこととした場合において検討すると、本件審査請求は、本件訂正請求の対象文書における表現方法に対する争いはあるものの、本件訂正請求に係る記述については、請求対象文書中に当時の京丹後市立峰山中学校教諭の言動が詳細に記述されており、請求対象文書全体から判断すると、事実を隠蔽又は不明瞭にする意図があるとは言えないし、事実に誤りがあるとも言えず、そのことによって審査請求人の権利利益が

侵害されるおそれはないものと考える。

ウ 最後に、本件訂正しないこととした理由について検討する。

審査請求人は、京丹後市立峰山中学校から取得した情報を基に当該情報を利用目的以外の目的のために利用し京都府教育委員会に提出しているのであるから、本件訂正をしないこととした理由として「利用目的の達成」とすることは不適正と主張している。一方、実施機関は地教行法第54条第2項に基づき京都府教育委員会に当時の状況報告のうちの一つとし、当該地教行法の規定に基づく事務の範囲において利用したものと主張している。

審査請求人が主張する京丹後市立峰山中学校から取得した情報は、当時京丹後市立峰山中学校が作成した平成31年3月28日付けの文書である。当該文書は、京丹後市立峰山中学校で発生した審査請求人の子に関する一連の問題に対する京丹後市立峰山中学校の対応状況を京丹後市教育委員会に報告したものと考えられる。

また、京都府教育委員会が報告を求めた理由は、審査請求人により行われた請願に起因し、その請願は京丹後市立峰山中学校で発生した審査請求人の子に対する一連の問題に端を発するものであり、それは京丹後市教育委員会が受ける問題と同じくするものである。

個人情報の取扱いは、保護条例第1条に「市政の適正かつ円滑な運用に資することを目的」と規定し、実施機関に対し同条例第16条に規定される個人情報取扱事務の登録を義務付けている。これらのことから、保護条例において実施機関が取り扱う個人情報の取扱いは、その個人情報を取り扱う一連の事務を単位としているものと解する。つまり、一連の事務処理の過程における個々の事務処理単位毎に設定するものではなく、一連の事務処理の過程において達成しようとする目的の事務の単位において設定するものである。

これらのことから、京丹後市教育委員会及び京都府教育委員会においては、京丹後市立峰山中学校で発生した審査請求人の子に対する一連の問題への対応をするため、一連の事務処理の過程における個々の個人情報を利用し、地教行法第54条第2項に基づいて協働した事務を遂行しているものと判断することから、利用目的の範囲における事務と言える。

なお、京丹後市教育委員会からの報告の指示は京都府教育委員会と当時の教育理事兼総括指導主事の間において口頭によるものであったため、審査会とし

ては、厳密にどの程度の分量及び正確性が求められるものかを判断することはできないが、当該報告の提出を受けた京都府教育委員会から追加の報告又は修正の指示が現状無いことを鑑みれば、当該報告は京都府教育委員会の求めを充足するものと考えることができる。

よって、本件訂正をしないこととした理由は、妥当である。

エ 以上とのおり、本件審査請求について、個人情報を不訂正とした京丹後市教育委員会の決定は妥当と思料されることから、棄却されるべきである。

## 第6 付言

複数回にわたる同一内容の訂正等の請求があることは想定し難いことではあるが、それらの請求に対する決定をした理由に相違があることは、その決定に疑義を抱かせる要因となる可能性がある。しかし、そのことをもって本件審査請求に係る結論に影響を及ぼすものではないものの、審査請求に係る対応を通して、請求者に対する説明責任がより的確に図られるべきであることを指摘する。

## 第7 審査の経過

本件諮問に係る審査の経過は、以下のとおりである。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和4年 3月 9日	諮問書、審査請求書、弁明書及び意見書の受理
令和4年 3月 23日	審議（第1回）
令和4年 4月 14日	審査請求人及び実施機関による口頭意見陳述 審議（第2回）
令和4年 4月 27日	審議（第3回） 答申の検討
令和4年 5月 9日	答申